

八千代市子育て応援！チーパス事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県（以下「県」という。）が行う「子育て応援！チーパス事業」の実施に係る協力依頼に応じ、千葉県と八千代市の共同事業と位置付け、八千代市内における子育ての環境について、経済的、物理的に支援を図る体制を整備することにより、八千代市全体で子育てを行う家庭を応援する機運を醸成することを目的として実施する「八千代市子育て応援！チーパス事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) チーパス

県が交付する優待カード（紙媒体のカードのほか、県が運用するスマートフォン向けアプリ及びウェブサイト「チーパス・スマイル」内で表示される電子版チーパスを含む。）をいう。

(2) 八千代市子育て応援！チーパス事業

八千代市内において居住する18歳になって最初に迎える3月31日まで（以下「18歳未満」）の子ども又は妊娠中の者が属する世帯（以下「子育て家庭」という。）に対しチーパスを交付するとともに、県の承認を受け、チーパスの提示を行う者に対しサービスを提供する店舗等を八千代市内に確保することにより、チーパスの利用促進を図り、もって子育て家庭を経済的、物理的に支援する事業をいう。

(3) チーパスの店

チーパスの提示を行う者に対し任意に定めたサービスを提供する市内に存する店舗等をいう。

(4) 協賛ステッカー

チーパスの店であることを示すために店頭等に掲示する県が交付したステッカーをいう。

(5) サービス

チーパスの店でチーパスを提示した利用者に対し提供するため、その設

置者が任意に定めるサービスをいい、次のとおり区分する。

ア お得なサービス

商品代等の割引等，子育て家庭に経済的寄与をもたらすサービスをいう。

イ 安心なサービス

授乳やおむつ替えの場所の提供等，子育て家庭に寄与する物理的環境を提供するサービスをいう。

ただし，前区分「お得なサービス」に該当するサービスの提供が行われない店舗等にあつては，当該店舗等において物品購入や契約等を行うことを条件として当該物理的環境が提供されるものを除く。

(6) チーパス・スマイル

結婚から妊娠・出産，子育てまでを応援するために，千葉県が開発したコンテンツで，チーパスの店の検索や電子版「チーパス」の表示，結婚・子育て支援情報の提供などを行う，ウェブサイト・アプリをいう。

(事務の範囲)

第3条 本事業は，子育て支援課において主体的に事務を行うものとし，その範囲は次の各号に定める範囲とする。

- (1) 市内の子育て家庭に対し，チーパスを交付すること。
- (2) チーパスの店の確保に関すること。
- (3) チーパスの店の利用促進を図ること。
- (4) 本事業に関する広報を行うこと。
- (5) その他本事業の実施に関すること。

2 前項各号に定める事務を実施するにあたり生じた疑義等に関しては，必要に応じ，県に対し支援又は助言を求めることができる。

(チーパスの取扱い等)

第4条 チーパスの交付は子育て家庭に限り行うものとし，チーパスを交付する場合には，その者に対し，「チーパス交付申請書」(第1号様式)を提出又はチーパス・スマイルに利用登録をするよう求めなければならない。ただし，交付を求める者が子育て家庭に属することが客観的に明らかな場合においては，この限りでない。

- 2 前項の交付申請書の提出又はチーパス・スマイルから利用登録があった場合において、当該申請を行った者の属する世帯が子育て家庭に該当すると認められる場合には、その者に対し、チーパスを交付するものとする。
- 3 前項の場合においては、必要に応じ、申請を行った者に対して子育て家庭に属する者に該当することを証する書面の提示等を求めるものとする。
- 4 紙媒体のチーパスの交付を受けた者から、紛失、毀損等の理由によってチーパスの再交付を求められた場合には、その者に対し「チーパス再交付申請書」（第2号様式）を提出するよう求めなければならない。ただし、再交付を求める者が子育て家庭に属することが客観的に明らかな場合、毀損等の理由により現物との交換を求められた場合においては、この限りでない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 第1項又は第4項の申請によりチーパスの交付を受ける者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) チーパス裏面の所定の位置又はチーパス・スマイルの利用登録時に、18歳未満の子どもの氏名及び生年月日並びに家族（妊娠中の人を含む。）の氏名を記載しなければならない。
 - (2) チーパスの店でサービスを受ける場合は、チーパスを提示しなければならない。ただし、チーパスの店自らが、サービスの提供にあたりチーパスの提示を不要としている場合を除く。
 - (3) 前号の場合のほか、サービスの提供にあたりチーパスの店が別途条件を定めている場合には、当該条件を遵守しなければならない。
 - (4) チーパスを複製したり他人に譲渡又は貸与したりするなどの不正な行為をしてはならない。
 - (5) その他、チーパスの利用に関し、県、八千代市（以下「市」という。）及びチーパスの店又は本事業の協賛事業者に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為はしてはならない。
- 7 チーパスの有効期限は、チーパスの交付を受けた者の属する世帯が子育て家庭に該当しなくなる日の前日のいずれか早い日とする。
- 8 チーパスの交付を受けた者が第6項各号に定める事項を遵守しない場合には、その者に対しチーパスの返却又はチーパス・スマイルの利用登録削除を

求めることができる。

9 紙媒体のチーパスの交付状況等については、「チーパス受払簿」（第3号様式）により管理しなければならない。

10 チーパスの交付状況等に関し、県から報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

（チーパスの店の取扱い）

第5条 チーパスの店において、次の各号のいずれかに該当する事実を把握した場合には、県に対し速やかに通報しなければならない。

- (1) 当該店舗等のサービスが、県の承認したものと相違していること。
- (2) 協賛ステッカーを複製（県の承諾がある場合を除く。）し、又は他人に譲渡若しくは貸与する等の不正な行為をしていること。
- (3) その他、協賛を行うことに関し、県、市又は子育て家庭等に損害を及ぼす行為等、不適當な行為をしていること。

（個人情報保護）

第6条 本事業の実施に関し、収集した個人情報は、八千代市個人情報保護条例（平成10年八千代市条例第25号）の定めに従い適切に取り扱わなければならない。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は子ども部子育て支援課長が別途定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要領の定めにかかわらず、平成24年7月1日までに交付するチーパスは、子ども部元気子ども課長において別に定める方法によるものとする。ただし、この場合のチーパスの効力は、平成24年7月2日以後に生じるものとする。

附 則（平成27年3月11日決裁）

（施行期日）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日決裁）

（施行期日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

（施行期日）

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

※処理欄

受付印 年 月 日 八千代市長 様		交付(年 月 日) ・ 不交付		処理者		
		住所		〒		
八千代市長 様		世帯主氏名				
		連絡先		TEL	(自宅)	
					(携帯)	
		Mail				
チーパス交付申請書						
該 当 要 件		<input type="checkbox"/> 世帯に18歳未満の子どもが1名以上いる。 <input type="checkbox"/> 世帯に妊娠中の者がいる。				
確 認 書 類		保 険 証 母 子 手 帳 その他()				

(注) 処理欄には何も記入しないこと。

※処理欄

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 (提出先自治体の長) 様		交付(年 月 日) ・ 不交付		処理者	
		住 所		〒	
		世 帯 主 氏 名			
		連 絡 先		TEL	(自宅)
	(携帯)				
Mail					
チーパス再交付申請書					
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 紛失・毀損 <input type="checkbox"/> その他()				
該 当 要 件	<input type="checkbox"/> 世帯に18歳未満の子どもが1名以上いる。 <input type="checkbox"/> 世帯に妊娠中の者がいる。				
確 認 書 類	保 険 証 母 子 手 帳 ()				

(注) 処理欄には何も記入しないこと。

